

奈良県農業経営者サポート協議会 専門家募集要領

1. 目的

奈良県農業経営者サポート協議会（以下「協議会」という。）は、奈良県内の認定農業者、認定新規就農者、その他の農業又は関連事業の経営改善を図る経営体（以下「担い手等」という。）に様々な分野の専門家を派遣し、相談対応や経営改善支援を行っています。

専門家は公募により、審査を経て正式に選定・登録されます。専門家としての登録をご希望の方は、本要領に同意の上、ご応募ください。

2. 応募資格

専門家として応募しようとする者は、次の（１）から（４）の全ての要件を満たしていることとします。

- （１）経営改善の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- （２）専門的分野において担い手等の経営体への支援実績があること。
- （３）県内全ての地域において、訪問による支援ができること。
- （４）以下のいずれか一つの経験を有すること。
 - ① 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者。
 - ② 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者。
 - ③ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者。
 - ④ 上記①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者。

3. 主な業務内容

- （１）担い手等の経営課題*解決に向けた相談活動。
- （２）農業経営の総合的な相談窓口として、専門家が個別に対応する相談会等及び担い手等を対象に、農業経営力の向上に資する研修会等の講師。
- （３）その他、担い手等の経営改善のために必要なこと。

*経営課題…経営改善・診断、法人化、税務・財務、新規就農、規模拡大・集積、施設整備、IT・情報化、生産技術・技能、雇用・労務、経営継承・相続、金融・融資、法律問題、販路拡大・販促、農業参入、集落営農 等

4. 選考方法

- （１）履歴書（別紙様式第1号）による書類審査及び面接を実施します。
- （２）面接については、上記履歴書を提出した方に対して随時実施します。
- （３）結果については、選考終了後、全ての応募者に対して通知します。

なお、専門家の選考に係る経過や選考結果等に関する問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

5. 専門家の登録

協議会は、4により選考された方を専門家として登録します。専門家の登録期間は、令和元年7月10日～令和4年7月9日（3年間）とし、当該期間の途中で登録された専門家の登録期間については、当該期間の残存期間とします。

また、登録された専門家の方には、一般社団法人奈良県農業会議の農業経営改善スペシャリストも兼任していただきます。

6. 応募方法

応募書類に必要事項をご記入の上、次のとおり提出してください。提出された書類等は、返却いたしません。なお、応募及び選考に要する費用は、全て応募者の負担とします。

(1) 提出先 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30

一般社団法人奈良県農業会議

(2) 応募書類 履歴書（別紙様式第1号） 1部

※様式は一般社団法人奈良県農業会議ホームページからダウンロードできます。

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間：平日午前9時～午後5時。

書留等による郵送または郵送後上記提出先に到着確認を行ってください。

7. 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者が提出した履歴書等の個人情報審査のため協議会の構成員に提供します。また、登録後は専門家の氏名、会社名・勤務先、事業所住所（ない場合は自宅住所）の市町村名、取得資格、専門分野、写真をホームページ等で公表します。

(2) 応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選定結果は無効となります。

(3) 協議会に専門家として登録された場合でも、各都道府県の農業経営相談所、6次産業化地域サポートセンター等に重複登録されても差し支えありません。ただし、二重で費用や報酬を受け取らないこととします。

(4) 専門家は、以下のとおり守秘義務を遵守するものとします。

① 専門家は、指導上知り得た担い手等の秘密を厳守するものとします。

② 協議会の運営、事業等に関して知り得た情報についても、協議会の同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとします。

(5) 専門家は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

① 著しく協議会又は本事業の信用を損なうような行為

② 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為

③ 担い手等に対し、協議会の同意を得ずに行った自らの営業行為

④ 協議会の同意を得ず、直接担い手等と訪問日や指導計画の調整を行うこと

(6) 登録後、必ずしも業務の依頼があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。